

不利益処分に係る処分基準(条例等)

条例又は規則名及び条項	処分の概要	担当課名
盛岡市市営住宅条例(平成9年条例第32号)第50条	社会福祉法人等の市営住宅使用許可の取消し	建築住宅課

盛岡市市営住宅条例(平成9年条例第32号)第50条各号のいずれかに該当する場合は、市営住宅の使用の許可を取り消すことができる。

- (1) 社会福祉法人等が盛岡市市営住宅条例第45条第3項の条件に違反したとき。
- (2) 市営住宅の適正かつ合理的な管理に支障があると認めるとき。

備考 条例又は規則に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。